

建設発生土の処分場指定申請等に係る事務取扱

[沿革] 平成16年10月 1日 (制定)
平成21年12月22日 (一部改正)
平成23年12月21日 (一部改正)
平成28年 8月 3日 (一部改正)
平成29年 4月19日 (一部改正)
令和 3年 3月19日 (一部改正)

第1 目的

この事務取扱は、建設発生土の処分場指定に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定により建設発生土の処分先として処分場指定申請等の提出を予定している事業者に係る手続きに関し、一般的な事項を定めることにより事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 適用範囲（要綱第3条関係）

要綱第3条第2項第2号の定める公共的団体は次の各号に該当する団体とする。

- (1) 日本下水道事業団、西日本高速道路株式会社
- (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区
- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準じるものの二分の一以上を出資している法人
- (8) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (9) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設立された国立大学法人及び大学共同利用機関法人
- (10) 地方独立法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (11) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の規定により認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人

第3 事前協議（要綱第5条関係）

1 事前協議願い

事業者は、事前協議願い（様式第1号）を事業箇所の所轄振興局建設部へ提出すること。なお、必要な提出書類は、下記のとおりとする。

事前協議願い提出書類の一覧

1	事業計画書（様式第2号）
2	搬出予定先一覧（様式第2-1号）
3	事業地の土地所有者一覧表（様式第3号）
4	隣接地の土地所有者一覧表（様式第4号）
5	事業予定地土地登記簿謄本及び事業予定地及び隣接地を含む公図もしくは地籍図の写し （登記簿謄本の有効期限は、事前協議願い提出日より3ヶ月以内に交付されたもの）

6	申請者が事業予定地事業施行の権利を有することを証する書類の写し (申請者が事業予定地の所有権を有しない場合)
7	隣接地等の同意書等の写し
8	位置図 (事業区域を明示した縮尺 1/25,000 以上の地形図)
9	計画平面図及び縦横断面図 (縮尺 1/500 以上 1/50 以下)
10	計画排水平面図及び縦横断面図及び主要施設構造図 (縮尺 1/500 以上 1/50 以下)
11	放流先水路流域図 (縮尺 1/2,500 程度で流域がわかる地形図) 及び断面図 (縮尺 1/100 程度)
12	流量計算書
13	主要施設の安定計算書・構造計算書
14	現況写真 (事業地の状況、周辺地域の状況がわかるもの)
15	誓約書 (様式第 11 号 (法人の場合)、様式第 12 号 (個人の場合))
16	その他知事が必要と認める書類及び図面 (事業の内容に関係する営業カタログ等があれば添付のこと。)

2 事前協議願い作成の留意事項

- (1) 提出部数は、正本 1 部及び副本 (所轄振興局建設部の指定する部数とし、正本の写しでも可) とする。
- (2) 事業地、進入路、排水経路等については、添付図面に色分けして記入すること。

3 事前協議願い受理に係る振興局建設部の事務

- (1) 振興局建設部は、事前協議願いの提出があったときは、当該事前協議に係る計画内容が事前協議する事由に該当するか確認し受理すること。
- (2) 振興局建設部は、事前協議願いを受理するときは必要事項がすべて記入されていること、必要な書類が全て添付されているかを確認し、不備があるときは補正の指導を行うこと。
- (3) 事前協議願いを受理した時は、受付印を押印し、そのうち副本 1 部を事業者に返還すること。
- (4) 振興局建設部は、事前協議願いを受理したときは、速やかに現地調査を行うこと。
- (5) 振興局建設部は、事前協議願いを受理したときは、関係市町村、振興局関係各部及び関係機関 (以下「関係機関等」という。) に対して、期限を定めて文書により生活環境保全上の見地及び所管する法令、条例等に係る規制及び手続きについて意見照会を行うこと。
- (6) 振興局建設部は、意見照会終了後、その結果を取りまとめるとともに建設部の意見等を付して事前協議願い (正本) を技術調査課あて進達すること。

4 事前協議願い受理に係る振興局建設部の事務における留意事項

- (1) 現地調査は、事業地及び周辺地域の状況、生活環境の現状、進入路、搬入経路等について行うこととし、併せて現地写真を撮影すること。
- (2) 意見照会の対象となる関係法令、条例等は表-1 参照とすること。

表-1 意見照会の対象となる関係法令、条例等

近畿圏の保全区域の整備に関する法律 自然公園法 自然環境保全法 和歌山県立自然公園条例 和歌山県立自然環境条例 農地法
--

農業振興地域の整備に関する法律
森林法
都市計画法
建築基準法
宅地造成等規制法
景観法
景観条例
港湾法
海岸法
河川法
砂防法
地すべり等防止法
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
国有財産法
文化財保護法
土壌汚染対策法
土砂等の埋め立ての規制に関する条例等（区市町村）

5 事前協議願いの受付に係る技術調査課の事務

- (1) 技術調査課は、振興局建設部から進達された事前協議願いについて受付を行うとともに、記載事項その他形式上の要件について確認すること。
- (2) 記載事項その他形式上の要件に適合していないものは、速やかに振興局建設部を通じ、事業者に補正を求めること。
- (3) 技術調査課は、進達された事前協議願い及び関係機関等の意見並びに技術調査課の意見を付して庁内関係各課室に対して、文書により期限を定めて生活環境保全上の見地及び所管する法令、条例等に係る規制及び手続きについて意見照会を行うこと。
- (4) 技術調査課は、意見照会終了後、関係機関等及び庁内関係各課室の意見並びに事業者への指導事項を取りまとめること。

6 事前協議願い受付に係る技術調査課の事務の留意事項

意見照会を行う課室は、表－1に定める法令等を所管する課室のうち、事前協議に係る事業計画ごとに適切に選択すること。

7 指導事項の通知

- (1) 技術調査課は、取りまとめた指導事項について指導事項通知書により振興局建設部を通じ事業者へ通知すること。
- (2) 技術調査課は、前項の通知を行ったときは、関係機関等及び関係各課室の意見及び指導事項通知書の写しを庁内関係各課室へ送付すること。
- (3) 振興局建設部は、技術調査課から指導事項通知書の送付があったときは、速やかにこれを事業者へ送付するとともに関係機関等へその写しを送付すること。
- (4) 振興局建設部は、事業者へ指導事項通知書を送付するときは、指導事項への対応結果を指導事項対応報告書により報告する旨、文書で通知すること。

8 指導事項対応報告書の提出に係る振興局建設部の事務

- (1) 振興局建設部は、指導事項への対応を行った事業者に指導事項対応報告書を正本1部及び副本（振興局建設部の指定する部数とし、正本の写しでも可）を提出させること。
- (2) 振興局建設部は、指導事項対応報告書を受理するときは、すべての指導事項についての対応が記載されていること及び必要な書類が全て添付されているかを確認し、不足及び不備があるときは補正の指導を行うこと。
- (3) 指導事項対応報告書を受理した時は、受付印を押印し、そのうち副本1部を事業者に返還すること。
- (4) 振興局建設部は、指導事項対応報告書を受理したときは、関係機関等に対して、指導事項対応報告書の写しを添付の上、事前協議の終了について期限を定めて文書により協議すること。
- (5) 振興局建設部は、協議の結果を取りまとめ、指導事項対応報告書（正本）とともに技術調査課あて進達すること。

9 指導事項対応報告書の提出に係る技術調査課の事務

- (1) 技術調査課は、振興局建設部から進達された指導事項対応報告書の受付を行うとともに、速やかに庁内関係各課室に対して、事前協議の終了について期限を定めて協議すること。
- (2) 技術調査課は、協議の後、事業者の指導事項への対応が不十分であると認めるときは、再指導事項を取りまとめ、再指導事項通知書により、再度振興局建設部を通じ事業者へ通知すること。
- (3) 前項により通知を行った場合は、関係機関等及び関係各課室の意見及び再指導事項通知書の写しを庁内関係各課室へ送付すること。
- (4) 技術調査課は、協議の後、事業者の指導事項への対応が終了していると認めるときは、事前協議終了通知書により、振興局建設部を通じ事業者へ通知すること。
- (5) 技術調査課は、前項の通知を行ったときは、事前協議の際に意見があった関係各課室へ事前協議終了通知書の写しを送付すること。

10 再指導事項の通知

- (1) 振興局建設部は、技術調査課から再指導事項通知書の送付があったときは、速やかにこれを事業者へ送付するとともに関係機関等へその写しを送付すること。
- (2) 7(4)から10(1)までの規定については、振興局建設部が再指導事項通知書の送付を行ったときにこれを準用する。この場合において「指導事項」とあるのは「再指導事項」と読み替える。

11 事前協議の終了

振興局建設部は、技術調査課から事前協議終了通知書の送付があったときは、速やかにこれを事業者へ送付するとともに関係機関等へその写しを送付すること。

第4 指定申請（要綱第6条関係）

1 指定申請願

事業者は、指定申請願（様式第5号）を事業箇所の所轄振興局建設部へ提出すること。なお、必要な提出書類は、下記のとおりとする。

指定申請願提出書類の一覧

1	事業計画書（様式第2号）
2	搬出予定先一覧（様式第2-1号）

3	事業地の土地所有者一覧表（様式第3号）
4	隣接地の土地所有者一覧表（様式第4号）
5	事業予定地土地登記簿謄本及び事業予定地及び隣接地を含む公図もしくは地籍図の写し
6	申請者が事業予定地事業施行の権利を有することを証する書類の写し （申請者が事業予定地の所有権を有しない場合）
7	隣接地等の同意書等の写し
8	法令等の許可及び届け出等の写し
9	位置図（事業区域を明示した縮尺1/25,000以上の地形図）
10	計画平面図及び縦横断面図（縮尺1/500以上1/50以下）
11	土量計算書
12	計画排水平面図及び縦横断面図及び主要施設構造図（縮尺1/500以上1/50以下）
13	流量計算書
14	主要施設の安定計算書・構造計算書
15	誓約書（様式第11号（法人の場合）、様式第12号（個人の場合））
16	建設発生土処分費等調査票（様式第15号）
17	その他知事が必要と認める書類及び図面 （事業の内容に関係する営業カタログ等があれば添付のこと。）

2 指定申請願い作成の留意事項

- (1) 事業者は指定申請に当たり、事前協議回答通知の関係機関等の意見や指導事項に対して、必要な調整、協議及び手続きを完了したうえで、指定申請願いを作成すること。
- (2) 指定申請願いの提出部数は、正本1部及び副本（所轄振興局建設部の指定する部数とし、正本の写しでも可）とする。
- (3) 事業地、進入路、排水経路等については、添付図面に色分けして記入すること。

3 指定申請願い受理に係る振興局建設部の事務

- (1) 指定申請願いを受理した時は、受付印を押印し、そのうち副本1部を事業者に返還すること。
- (2) 振興局建設部は、指定申請願いを受理したときは指定申請願いの各欄に必要な事項がすべて記入されていること、必要な書類が全て添付されているかを確認し、不備があるときは補正の指導を行うこと。
- (3) 振興局建設部は、指定申請願い（正本）を技術調査課あて進達すること。

4 指定申請願い受理に係る技術調査課の事務

- (1) 技術調査課における形式審査
技術調査課は、振興局建設部から進達された指定申請願いについて受付を行うとともに、記載事項その他形式上の要件について確認すること。
- (2) 記載事項その他形式上の要件に適合していないものは、速やかに振興局建設部を通じ事業者へ補正を求めること。
- (3) 技術調査課における内容審査
技術調査課は、要綱第7条（指定基準）に基づき内容の審査を行う。
- (4) 指定通知
技術調査課は、要綱第7条（指定基準）に適合すると認めるときは（または、認められないときは）、指定通知書により、振興局建設部を通じ事業者へ通知をするとともに関係各課室にその写しを

送付すること。

5 指定通知に係る振興局建設部の事務

振興局建設部は、技術調査課から指定通知書の送付があったときは、速やかにこれを事業者に送付するとともに関係機関等へその写しを送付すること。

第5 指定の変更（要綱第8条関係）

1 変更事前協議の手続き

(1) 事業者は、指定された処分場の内容を変更しようとするときは、速やかに変更事前協議の手続きをしなければならない。

(2) 前項の内容の変更とは次に掲げるものとする。

イ 事業計画書（様式第2号）の記載事項の内容を変更又は追加する場合

ロ 事前協議の際に出された指導事項への対応内容を変更又は追加する場合

ハ 指定の際に付された条件への対応内容を変更又は追加する場合

2 変更事前協議願い受理に係る振興局建設部の事務

(1) 振興局建設部は、変更事前協議願いを受理したときは、変更事前協議願いの各欄に必要な事項がすべて記入されていること、必要な書類が全て添付されているかを確認し、不備あるときは補正の指導を行うこと。

(2) 振興局建設部は、変更事前協議願いを受理したときは、速やかに現地確認を行い、不備があるときは是正の指導を行うこと。

(3) 振興局建設部は、変更事前協議願い（正本）を技術調査課あて進達すること。

第6 軽微な変更（要綱第8条第2項関係）

1 変更の届出

(1) 事業者は、指定された処分場の内容の軽微な変更をしたときは、変更届出書（様式第10号）を事業箇所の所轄振興局建設部へ提出すること。

(2) 前項の内容の軽微な変更とは次に掲げるものとする。

イ 法人の代表者氏名及び所在地

ロ 処分場を監督する事務所の所在地

ハ 搬出先予定一覧（様式第2-1号）の記載事項の内容変更又は1,000m³以上の搬出予定先を追加する場合

ニ 関係法令、条例等の許認可の許可期間（事業期間）の延長

ホ 事業地の土地所有者

ヘ 容量及び埋立て面積（量を減少させるものに限る。）

ト 建設発生土処分費等調査票の記載事項の内容変更

2 変更届出書作成の留意点

変更届出書の提出部数は、正本1部及び副本（所轄振興局建設部の指定する部数とし、正本の写しでも可）とする。

3 変更届出書受理に係る振興局建設部の事務

- (1) 変更届出書を受理した時は、受付印を押印し、そのうち副本1部を事業者に返還すること。
- (2) 振興局建設部は、変更届出書を受理したときは指定申請願いの各欄に必要な事項がすべて記入されていること、必要な書類が全て添付されているかを確認し、不備があるときは補正の指導を行うこと。
- (3) 振興局建設部は、変更届出書（正本）を技術調査課あて進達すること。

4 変更届出書受理に係る技術調査課の事務

(1) 技術調査課における形式審査

技術調査課は、振興局建設部から進達された変更届出書について受付を行うとともに記載事項その他形式上の要件について確認すること。

なお、記載事項その他形式上の要件に適合していないものは、速やかに振興局建設部を通じ、事業者に補正を求めること。

第7 事業報告（要綱第13条関係）

1 事業報告書

事業者は、事業報告書（様式第6号）を年1回（毎年1月）及び県（技術調査課または所轄振興局建設部）から報告を求められた場合、所轄振興局建設部へ提出すること。なお、必要な提出書類は、下記のとおりとする。

事業報告書提出書類の一覧

1	総受入量一覧（様式第7号）
2	総搬出量一覧（様式第8号）
3	現状を示す平面図及び縦横断面図（縮尺1/500以上1/50以下）
4	工事写真（当該年度施工写真）
5	現況写真（事業地及び周辺状況がわかるもの及び出来形が確認出来るもの（撮影日入））
6	土量計算書
7	残容量計算書
8	その他知事が必要と認める書類及び図面

2 事業報告書作成の留意事項

- (1) 総受入量一覧は、民間事業者、公共事業者を問わず年間の総受入量を記入すること。
- (2) 事業報告書の提出部数は、正本1部及び副本（所轄振興局建設部の指定する部数とし正本の写しでも可）とする。
- (3) 最終処分場における現況写真は、出来形及び撮影日が確認できるものとする。

3 事業報告書受理に係る振興局建設部の事務

- (1) 振興局建設部は、事業報告書を受理するときは事業報告書の各欄に必要な事項がすべて記入されていること、必要な書類が全て添付されているかを確認し、不備があるときは補正の指導を行うこと。
- (2) 事業報告書を受理した時は、受付印を押印し、そのうち副本1部を事業者に返還すること。
- (3) 振興局建設部は、事業報告書（正本）を技術調査課あて進達すること。

4 事業報告書受理に係る技術調査課の事務

(1) 技術調査課における形式審査

技術調査課は、振興局建設部から進達された事業報告書について受付を行うとともに記載事項その他形式上の要件について確認すること。

なお、記載事項その他形式上の要件に適合していないものは、速やかに振興局建設部を通じ、事業者に補正を求めること。

(2) 技術調査課における内容審査

技術調査課は、要綱第6条2項に規定する指定時に付された条件及び要綱第7条（指定基準）に基づき内容の審査を行い、これに違反していると認めるときは、振興局建設部を通じ事業者へ文書で改善を指示すること。

5 改善の指示（要綱第12条関係）

振興局建設部は、技術調査課から改善指示の通知書の送付があったときは、速やかに事業者に送付するとともに、指導を行うこと。

第8 事業の完了（廃止）（要綱第9条関係）

事業者は、事業を完了若しくは廃止しようとするときは、速やかに事業完了（廃止）届出書（様式第9号）を事業箇所の所轄振興局建設部へ提出すること。なお、必要な提出書類は、下記のとおりとする。

事業報告書提出書類の一覧

1	総受入量一覧（様式第7号）
2	総搬出量一覧（様式第8号）
3	現状を示す平面図及び縦横断面図（縮尺 1/500 以上 1/50 以下）
4	工事写真（当該年度施工写真）
5	現況写真（事業地及び周辺状況がわかるもの及び出来形が確認出来るもの（撮影日入））
6	土量計算書
7	その他知事が必要と認める書類及び図面

2 事業完了（廃止）届出書作成の留意事項

- (1) 総受入量一覧は、民間事業者、公共事業者を問わず年間の総受入量を記入すること。
- (2) 事業完了（廃止）届出書の提出部数は、正本1部及び副本（所轄振興局建設部の指定する部数とし正本の写しでも可）とする。
- (3) 最終処分場における現況写真は、出来形及び撮影日が確認できるものとする。

3 事業完了（廃止）届出書受理に係る振興局建設部の事務

- (1) 振興局建設部は、事業完了（廃止）届出書を受理するときは届出書および事業報告書の各欄に必要事項がすべて記入されていること、必要な書類が全て添付されているかを確認し、不備があるときは補正の指導をすること。
- (2) 事業完了（廃止）届出書を受理した時は、受付印を押印し、そのうち副本1部を事業者に返還すること。
- (3) 振興局建設部は、事業完了（廃止）届出書を受理したときは、速やかに現地確認を行い、不備があるときは是正の指導を行うこと。
- (4) 振興局建設部は、事業完了（廃止）届出書（正本）を技術調査課あて進達すること。

4 事業完了（廃止）届出書受理に係る技術調査課の事務

(1) 技術調査課における形式審査

技術調査課は、振興局建設部から進達された事業完了（廃止）届出書について受付を行うとともに記載事項その他形式上の要件について確認すること。

なお、記載事項その他形式上の要件に適合していないものは、速やかに振興局建設部を通じ、事業者に補正を求めること。

(2) 技術調査課における内容審査

技術調査課は、要綱第6条2項に規定する指定時に付された条件及び要綱第7条（指定基準）に基づき内容の審査を行い、これに違反していると認めるときは、振興局建設部を通じ事業者へ文書で改善を指示すること。

(3) 指定解除通知

技術調査課は、要綱第6条2項に規定する指定時に付された条件及び要綱第7条（指定基準）に適合すると認めるときは、別記6号様式（指定解除通知書）により、振興局建設部を通じ事業者へ通知するとともに関係各課室にその写しを送付すること。

5 指定解除通知に係る振興局建設部の事務

振興局建設部は、技術調査課から指定解除通知書の送付があったときは、速やかにこれを事業者へ送付するとともに関係機関等へその写しを送付すること。

第9 事業の休止（要綱第10条関係）

1 休止の届出

事業者は、指定された処分場への受入を休止するときは、事業休止届出書（様式第13号）を事業箇所の所轄振興局建設部へ提出すること。

2 事業休止届出書受理に係る振興局建設部の事務

(1) 事業休止届出書を受理した時は、受付印を押印し、そのうち副本1部を事業者へ返還すること。

(2) 振興局建設部は、事業休止届出書を受理したときは、事業休止届出書の各欄に必要事項がすべて記入されていることを確認し、不備があるときは補正の指導を行うこと。

(3) 振興局建設部は、事業休止届出書（正本）を技術調査課あて進達すること。

3 事業休止届出書受理に係る技術調査課の事務

(1) 技術調査課における形式審査

技術調査課は、振興局建設部から進達された事業休止届出書について受付を行うとともに記載事項その他形式上の要件について確認すること。

なお、記載事項その他形式上の要件に適合していないものは、速やかに振興局建設部を通じ、事業者へ補正を求めること。

第10 事業の再開（要綱第11条関係）

1 再開の届出

事業者は、指定された処分場への受入を再開するときは、事業再開届出書（様式第14号）を事業箇所の所轄振興局建設部へ提出すること。

2 事業再開届出書受理に係る振興局建設部の事務

- (1) 事業再開届出書を受理した時は、受付印を押印し、そのうち副本1部を事業者に返還すること。
- (2) 振興局建設部は、事業再開届出書を受理したときは、事業休止届出書の各欄に必要事項がすべて記入されていることを確認し、不備があるときは補正の指導を行うこと。
- (3) 振興局建設部は、事業再開届出書（正本）を技術調査課あて進達すること。

3 休止届出書受理に係る技術調査課の事務

(1) 技術調査課における形式審査

技術調査課は、振興局建設部から進達された事業再開届出書について受付を行うとともに記載事項その他形式上の要件について確認すること。

なお、記載事項その他形式上の要件に適合していないものは、速やかに振興局建設部を通じ、事業者に補正を求めること。

第11 雑件

この取扱に定めるもののほか、建設発生土の処分場指定申請等に係る手続きに必要なことは技術調査課が定める。